

【新旧対照表】コンタクトレス取扱特約

【改定前】	【改定後】	備 考
【第2条（定義）】 1. 本特約において、以下に掲げる用語の意義は、各号に定めるとおりとします。 (1) Visa payWave／Mastercardコンタクトレス VisaまたはMastercardが提供する非接触決済サービスであり、決済端末にカード等（次号で定義する）をかざして通信することにより、カード等の内部に搭載された情報を読み取って決済処理を行うものをいいます。 (2) Visa payWave／Mastercardコンタクトレスカード等（以下「カード等」といいます） Visa、Mastercardの規定に基づき、Visa payWave／Mastercardコンタクトレスの機能を搭載するカードまたは携帯電話その他の電子機器およびその他の媒体をいいます。 (3) Visa payWave／Mastercardコンタクトレス取扱端末（以下「取扱端末」といいます） Visa payWave／Mastercard コンタクトレスによる決済に対応する機能を備え、カード等の有効性をチェックする機器をいいます。 【第3条（信用販売の方法）】 2. 本取扱いにおいて、1件の売上金額（税金、送料等を含みます）が当社所定の金額を超える場合には、本規約第7条第1項の定めに従ってカード等の有効性や不正利用に該当しないことを確認するものとします。 3. 加盟店は、何らかの理由（故障、電話回線障害等）で取扱端末が使用できない場合は、本取扱いによる信用販売を行うことはできません。この場合、いかなる理由であっても当社は加盟店に対する一切の責任を負わないものとします。	【第2条（定義）】 1. 本特約において、以下に掲げる用語の意義は、各号に定めるとおりとします。 (1) Visa payWave／Mastercardコンタクトレス VisaまたはMastercardが提供する非接触決済サービスであり、決済端末にカード等（次号で定義する）をかざして通信することにより、カード等の内部に搭載された情報を読み取って決済処理を行うものをいいます。 (2) カード等 Visa、Mastercardの規定に基づき、Visa payWave／Mastercardコンタクトレスの機能を搭載するカードまたは携帯電話その他の電子機器およびその他の媒体をいいます。 (3) 取扱端末 Visa payWave／Mastercardコンタクトレスによる決済に対応する機能を備え、カード等の有効性をチェックする機器をいいます。 【第3条（信用販売の方法）】 2. 本取扱いにおいて、1件の売上金額（税金、送料等を含む）が当社所定の金額を超える場合には、加盟店は、本規約第8条第1項の定めに従ってカード等の有効性や不正利用に該当しないことを確認するものとします。 3. 加盟店は、故障、電話回線障害等原因の如何を問わず取扱端末が使用できない場合は、本取扱いによる信用販売を行うことはできません。この場合、いかなる理由であっても当社は加盟店に対する一切の責任を負わないものとします。	➤ 定義の表現修正 ➤ 本規約条項追加に伴い条項番号の修正 端末使用不可の条件を追記

【新旧対照表】コンタクトレス取扱特約

【改定前】	【改定後】	備 考
【第4条（立替払等）】 加盟店は、本規約第13条第2項の定めにかかわらず、本取扱いによる信用販売について、売上票または売上集計票を当社に送付することにより立替払いを請求することはできないものとします。 【第5条（カード等の取扱いの中止）】 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、カード等の取扱いを中止または一時停止することができます。この場合、当社は、カード等の取扱いを中止または一時停止することにより加盟店および会員に対する損害賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。	【第4条（立替払等）】 加盟店は、本規約第14条第2項の定めにかかわらず、本取扱いによる信用販売について、売上票または売上集計票を当社に送付することにより立替払いを請求することはできないものとします。 【第5条（カード等の取扱いの中止）】 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、カード等の取扱いを中止または一時停止することができます。この場合、当社は、カード等の取扱いの中止または一時停止により加盟店および会員に生じた損害、損失について賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。	➤ 本規約条項追加に伴い条項番号の修正 ➤ 表現の修正

以 上